

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第54号を第56号とし、第47号から第53号までを2号ずつ繰り下げ、同表第46号中「160,000」を「194,000」に、「153,000」を「184,000」に、「148,000」を「174,000」に改め、同号を同表第48号とし、同表中第45号を第47号とし、第44号を第45号とし、同号の次に次の1号を加える。

46	学び推進専門員	月額	285,000
----	---------	----	---------

別表中第43号を第44号とし、第19号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

19	栄養活動アドバイザー	日額	14,000
----	------------	----	--------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。